

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「顧客最優先主義」を企業原理とし、不動産管理のトータルマネジメントを通して、お取引企業様が直面している課題を細部にわたり検証し、お客さま視点に立ったサービスを提供することで、お取引企業様と一体となって問題解決を図ってまいります。

当社がこれまで培ってきた蓄積した知見・ノウハウ・経験を最大限活用し、テナント賃貸事業における所有不動産のプロパティマネジメント&ビルマネジメントサービスを推進し、企業収益力を向上させてまいります。また、長期的かつ安定的に収益を見込めるテナント賃貸事業及び不動産管理事業を中心として、事業基盤の強化と収益基盤の安定化を図っております。

当社が掲げる不変の企業原理を実現し、長期的かつ継続的に企業価値を増大させていくためには、常にステークホルダーの視点を忘れず、高い倫理観と責任感を持って公正に職務を遂行していくことが必要不可欠であると考えております。そのためには、法令遵守の姿勢を堅持しつつ、取り組むべき課題を迅速に発見し、それに対して最適な対応を図っていくコーポレート・ガバナンスの整備が不可欠であり、その強化が重要課題であると認識しております。

当社は、テナント企業様にとって魅力ある不動産マーケットの確立に向け、積極的な業容拡大を図っていることから、経営上の意思決定の迅速化、業務執行に対する監視や内部統制システムの充実等、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実と強化に取り組んでまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。今後も、より質の高いコーポレート・ガバナンスの実現に取り組んでまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	498,213,547	69.90
株式会社エルエヌ	136,000,000	19.08
MSIP CLIENT SECURITIES	6,406,498	0.89
永井 詳二	2,500,000	0.35
中山 高德	2,463,300	0.34
株式会社JSCreation	2,222,000	0.31
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,672,100	0.23
塩野 芳嗣	1,605,100	0.22
藤見 幸雄	1,343,500	0.18
DFA INVESTMENT TRUST COMPANY - JAPANESE SMALL COMPANY SERIES	1,296,000	0.18

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス (上場:東京) (コード) 7532

補足説明

株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングスは、完全子会社である株式会社エルエヌと合わせて、当社議決権の88.98%を保有しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 マザーズ

決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主は、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス及び同完全子会社である株式会社エルエヌであります。当社は、上場会社として一定の独立性を確保し、親会社及び親会社の企業グループとの取引を行う際も、第三者取引と同様に、取引内容及び条件は公平かつ適正な手続きを経て決定しております。そのため経営に関する意思決定等が親会社との間で恣意的に行われることなく、支配株主を利する取引、当社ひいては少数株主に不利益な取引はないと考えております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は親会社及びグループ会社出身の取締役が4名就任しておりますが、社外取締役2名を独立役員として選任しておりますので、会社運営上の重要事項について、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場で幅広い見識を取り入れることが可能であり、適切な経営判断が行われる体制になっております。

また当社は親会社からの事業活動上の制約を受けておらず、当社独自の経営判断による事業運営を行っておりますので、経営の独立性及び自立性を維持できております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
宮田 勝弘	その他													
小林 明夫	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮田 勝弘				宮田勝弘氏は、不動産鑑定士として不動産業界における専門的な知識と幅広い経験を有しており、外部の視点から当社にとって有益なご意見をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は、当社一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として適当であると判断し、指定いたしました。
小林 明夫				小林明夫氏は、税理士として税務分野等での豊富な経験と専門知識を有しており、当社の経営に対して有益なご意見をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は、当社一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員として適当であると判断し、指定いたしました。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- 1)監査等委員会事務局スタッフについての人事(処遇、懲罰を含む)については、事前に監査等委員会に報告しなければならない。
- 2)監査等委員会事務局スタッフが他部署の業務を兼務する場合、監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた際には、当該指示を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長は、当該指示の遂行にあたって要請があった場合には、必要な支援を行う。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、取締役会の内容について内部監査部門及び会計監査人と相互連携を図っております。  
監査等委員会は、内部監査及び会計監査の有効性、実効性を高めるため、内部監査部門及び会計監査人と綿密な連携を行うために適宜、情報交換を行い連携しております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

現状の会社の業績においては、特段インセンティブの付与を実施する必要が無いと判断したため、実施しておりませんが、個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に則り、今後検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

監査等委員を除く取締役及び監査等委員である取締役の別に報酬等の種類別の総額を定時株主総会招集通知において開示しており、当社のホームページ(<https://www.jasset.co.jp/>)において縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月26日の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。

##### 1.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するように株主利益を考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、各取締役の役位及び職責に応じて基本報酬のみを支払うこととする。

##### 2.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、各取締役の役位及び職責に応じて、当社と同規模の他社における基本報酬の水準、当社の業績状況、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

##### 3.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する概要

個人別の報酬額の決定については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定評価配分とする。

監査等委員である取締役の個人別の報酬につきましては、監査等委員会で決定しております。

#### 【社外取締役のサポート体制】

当社は2名の社外取締役を選任しております。取締役会開催、議事録の管理等の事務を担当する管理本部の担当者がそのサポートの任にあたり、社外取締役に対して直接、取締役会で配布される資料の事前配布を行い、また、必要に応じて、議案の事前説明や代表取締役の専権事項で行った案件の内容説明も行っていきます。

その他に、取締役会以外においても、必要に応じて会社情報の提供に努めております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

##### (1)取締役会

当社は、業務執行に係る最高意思決定機関としての取締役会を月1回以上開催し、経営上の重要事項を協議・決定しております。取締役会は迅速な経営判断を可能にするために取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名(うち社外取締役0名)及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)の合計6名で構成されております。

監査等委員会は、取締役の職務の執行状況等についての監査を行い、必要に応じて会計監査人と連携を行うなど有効に監査が行われるよう努めております。また、社外取締役2名は独立役員として選任されているため、全社経営戦略の策定をはじめとする会社運営上の重要事項について、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場で幅広い見識を取り入れることが可能であり、適切な経営判断が行われる体制になっていると考えております。

##### (2)内部監査室

内部監査室は取締役会直轄の組織として機能し、業務執行部門から独立しております。会計監査人や監査等委員会と適宜、連携を図りながら、監査計画書に基づき、各部署及び当社グループ子会社の業務の適法性及び妥当性について、監査を実施しております。また、内部監査室は内部統制の観点から、各部署及び当社グループ子会社等を対象とした主要な業務プロセスのモニタリングを実施しております。

##### (3)社外取締役

当社の社外取締役は2名であります。

社外取締役は経営に関する専門知識・経験等に基づき、社外の立場から経営に関する意見や指摘を行い、経営の健全性・透明性の向上等を期待して選任しております。なお、社外取締役の宮田勝弘氏及び小林明夫氏は、一般株主と利益相反の恐れがない社外取締役であることから、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

##### (4)コンプライアンス委員会

弁護士などの社外有識者を委員に加え、不正防止の立案、検査及び調査の計画立案、検査及び調査結果の検証、他社不正事例の共有と検証等を行っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2017年6月29日開催の第18期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るためのものであります。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限より早期に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	WEBを利用した電子投票制度を採用しています。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回、アナリスト・機関投資家向けに説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料や有価証券報告書はホームページにおいて掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役管理本部部長の和知学をIR担当役員とし、管理本部IR部をIR担当部署としております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程に「倫理規範」の章を設けてステークホルダーの立場を最大限尊重することを規定し、さらに、当社のすべての役職員が業務活動の中で実践していかなければならないことを「行動指針」の章において、1社会 2顧客・取引先・競合会社 3証券取引所・株主・投資家 4役職員 それぞれとの関係における行動指針として規定しています。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための内部統制システムを整備しております。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は平素より法令遵守に基づいた経営を目指し、当社及びグループ会社に法令遵守の精神が徹底されるよう引き続き率先して行動する。
- (2) 当社の取締役の適正な職務執行を図るため、社外取締役を継続して選任し、取締役の職務執行の監督機能を向上させるとともに、社外取締役を含む監査等委員会が、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と独立した立場から、公正で透明性の確保された監査を徹底する。
- (3) 弁護士などの社外有識者を加えた人員で構成した「コンプライアンス委員会」により、公明正大で高い倫理観に則った事業活動の確保、企業統治体制と運営の適法性を確保する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録及び重要な会議の議事録、並びにこれらの関連資料を保存、管理するための担当部署をおき、これらを10年間保存し、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。
- (2) 社内の情報ネットワークセキュリティ向上のためのツールの導入及び「情報セキュリティ管理規程」の適時適切な見直しを行い、社内における情報の共有を確保しつつ、その漏洩を防止する体制を確保する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険の発生を予防するための情報の収集及び分析、並びに発生した損失の拡大を防止するため、コンプライアンス委員会が当社及びグループ会社の組織横断的なコンプライアンス上のリスクの分析と評価を実施し、取締役会及び担当部署が当社及びグループ会社全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- (2) 業務マニュアル、諸規程の体系化及び業務の標準化を適時適切に行い、オペレーショナル・リスクの最適化を目指す。
- (3) リスク管理状況の監査については、内部監査室がこれを監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告していく。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた関係諸規程を定め、適時適切にこれを見直す。
- (2) 当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催する。
- (3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程その他の社内規程に従い、それぞれの担当者及びその責任を明確にし、効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス委員会は、取締役会の諮問機関として、コンプライアンスの推進・徹底を図る。
- (2) コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する事項の教育を含めた企画立案を行い、コンプライアンス委員会の指示に基づき、コンプライアンス委員会事務局がその運営を行う。
- (3) 法令及び社内ルールに関して疑義のある行為について、使用人が社外機関へ直接通報できる「コンプライアンスホットライン」制度を設置し、同制度が有効に機能するよう同制度の周知を徹底する。また、同制度の運用にあたっては、通報者に不利益が及ぶことのないように、その保護を最優先事項とする。

#### 6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社各社の業務の遂行状況について、適時適切に取締役会へ報告がされなければならない。
- (2) グループ会社各社の業務の遂行の適正を確保するため内部監査室が、当社のグループ会社各社と連携し、内部統制整備の実施状況を把握する。さらに、グループ全体の内部統制について、共通認識のもとに体制整備を行うべく、コンプライアンス委員会が必要に応じて指導・支援を実施する。
- (3) グループ会社各社の適正な業務の遂行を図るために、「関係会社管理規程」を整備し、グループ会社各社の管理を行う。

#### 7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置する。

#### 8. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会事務局スタッフについての人事(処遇、懲罰を含む)については、事前に監査等委員会に報告しなければならない。
- (2) 監査等委員会事務局スタッフが他部署の業務を兼務する場合、監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた際には、当該指示を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長は、当該指示の遂行にあたって要請があった場合には、必要な支援を行う。

#### 9. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社及びグループ会社に著しい損害を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるときや、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社の監査等委員会に報告する。
- (2) 監査等委員会は、取締役会のほか、重要会議への出席により職務執行に係る重要事項及びコンプライアンス委員会への出席によりコンプライアンス上の重要事項に関する報告を受ける。
- (3) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員会及び監査等委員会事務局からの会社の業務の実施、財産の状況等について報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- (4) 上記各号に係る報告をしたことを理由として、監査等委員会に報告を行った者に対して不利な取扱いをすることを禁止する。
- (5) 内部監査室は、各内部監査項目の内部監査が終了することに代表取締役社長へ報告するとともに監査等委員会への報告も行う。

#### 10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及びグループ会社各社の取締役、監査役との間で、必要に応じて意思疎通を図る機会を設け、監査の実効性を確保する。監査等委員会は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査報告書を読覧して、社内諸規程に対する準拠性の監査を補完するものとする。
- また、会計監査人から監査報告書を受領した場合には、その報告の内容が相当であることを確認しなければならない。

- (2)「コンプライアンスホットライン」制度の運用状況について、定期的に当社監査等委員会に報告するものとする。
- (3)監査等委員である取締役がその職務の執行について必要となる費用の支払いの請求があったときは、速やかにこれに応じるものとする。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社は、以下のとおり、反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方を定め、社内体制を整備しております。

1.当社及びグループ会社は、反社会的勢力と一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶します。

2.コンプライアンス規程の倫理規範において、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶し、取引関係を含めて反社会的勢力とは一切の関係を持たない旨を規定しております。

また、同規定の行動指針において、以下のとおり反社会的勢力との関係を遮断する旨を規定しております。

- (1)事業活動を行うにあたり、反社会的勢力とは接触せず、取引関係を含め一切の関係を遮断する。
- (2)反社会的勢力による不当要求は、断固これを拒絶し、法令及び社内規則、規程及びマニュアルに従い組織全体として対応する。
- (3)反社会的勢力に対して、裏取引・資金提供・利益供与は一切せず、また、これを受けない。

3.反社会的勢力による暴力的な要求、又は不当な要求への対応を含む危機管理全般に関する事項の管掌部署を「管理本部」とし、警察・弁護士等の外部専門機関と連携して、情報の収集・管理を行い、事案の対応を行います。

4.コンプライアンス研修の一環として、反社会的勢力排除に関する全社員対象の研修を定期的に行っております。



## その他

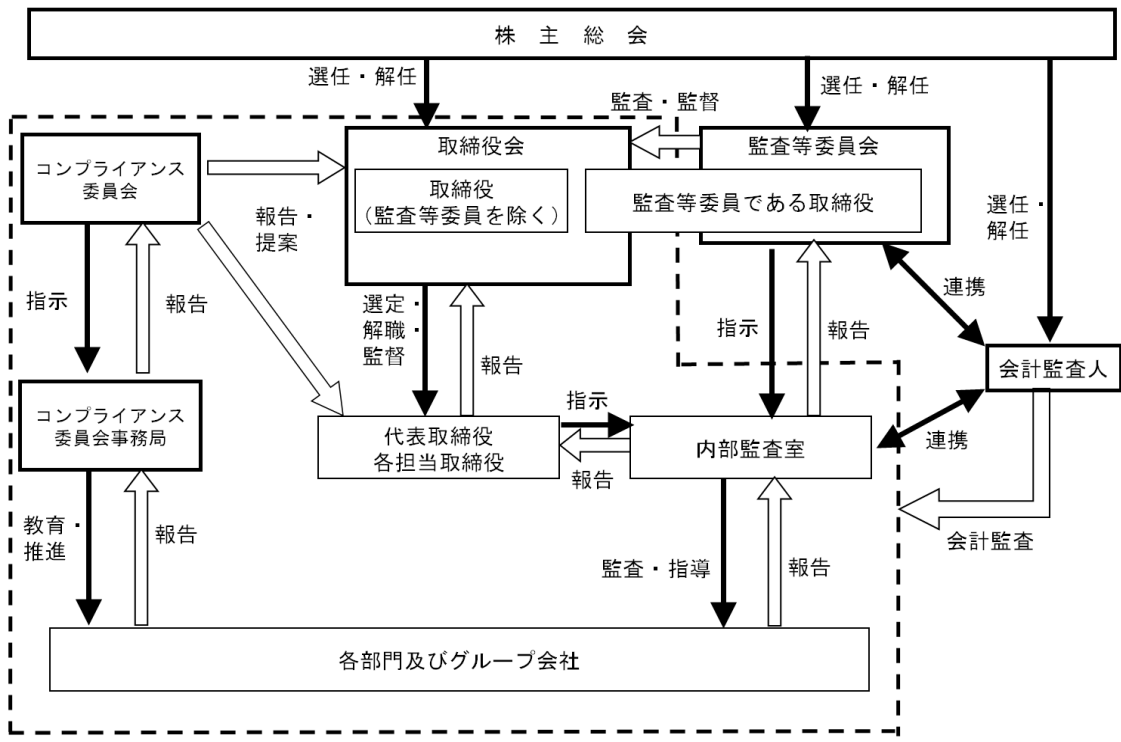
### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



# <適時開示体制 模式図>

